

○津山圏域資源循環施設組合文書管理規程

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合訓令第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、事務処理の標準化と合理化を図るため、文書管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(文書管理の原則)

第 2 条 文書は、すべて正確かつ敏速に取扱い、事務が能率的に処理されるよう、常に努めなければならない。

2 文書は、常に整理し、その所在箇所を明らかにして、紛失・盗難・損傷等を防止しなければならない。

(準用)

第 3 条 この規程は、津山市文書管理規程（昭和 40 年津山市訓令第 1 号）を準用する。

付 則

この規程は、公示の日から施行する。